

令和8年第1回周産期医療協議会における御意見と県の対応

NO	委員名	御意見	対応
周産期医療協議会ワーキンググループの設置について			
1	石川委員	以下の検討事項の追加を要望します。 ・既存の基幹病院とは異なる「母体救命基幹病院」の指定について ・既存基幹病院・中核病院の指定を見直す場合のルール策定 ・現行の「県内6つのブロック」の見直しの必要性	
2	青木委員	産褥出血及び妊産婦CPA対応時の周産期救急医療システム受け入れ病院の見直しが必要と考えます。	
3	落合委員	①心肺停止症例の取り扱いについて（周産期救急のシステム利用か、一般の救急のシステム利用か？） ②単一基幹施設における重症例重複時の対応に関するルール変更について ③周産期救急医療システム病院の拡充について（特に、産褥母体救急の強化について） ④現在の実態や、将来的な人口動態を見据えた、基幹施設の再設定とブロック変更について	
4	豊島委員	周産期救急医療システムの見直しに当たっては、出生後搬送のみならず胎児搬送体制や神経発達予後や家族支援、退院後フォローアップを含めた長期予後の視点も重要と思われまます。 さらに、小児専門施設が担う高度新生児医療・先天性疾患診療の役割についても整理し、県全体として持続可能な周産期医療体制の構築の検討を期待します。	
5	中西委員	1. 新生児医療と母体医療を分けた議論の必要性 ・周産期救急医療システムの見直しにあたっては、母体搬送体制と新生児搬送体制を分けて検討する必要がある。 ・総合周産期母子医療センターにおける新生児医療は、超早産児、重症先天異常児、高度集中治療を必要とする児への対応が本来の役割であり、母体搬送体制とは異なる視点で議論すべきである。 2. 総合周産期母子医療センターの機能維持について ・総合周産期母子医療センターのNICUには、後期早産児や正期産児の一過性呼吸障害、低血糖など比較的低リスクの症例も多く入院している。 ・その結果、本来総合周産期母子医療センターが担うべき超早産児や重症先天異常児等の受入れが困難となる場合がある。 ・限られたNICU病床及び新生児科医という高度専門人材を有効活用するため、地域周産期母子医療センターや一般周産期施設との役割分担について検討すべきである。 3. 周産期搬送コーディネート機能の強化について ・現在は総合周産期母子医療センターの医師が中心となって搬送先の調整を行う場面が多く、特に夜間・休日において大きな負担となっている。 ・県全体の母体病床、NICU病床等の情報を一元管理するコーディネート機能を強化し、搬送元施設はまずコントロールセンターへ連絡する体制を検討してはどうか。 ・専任コーディネーターが県全体の受入状況を把握しながら搬送先を調整することで、搬送調整の効率化と医師の負担軽減につながると考える。 4. 総合周産期母子医療センターへの支援について ・県全体の周産期医療体制を維持するためには、総合周産期母子医療センターが担う高度医療機能や広域受入機能を適切に評価する必要がある。 ・高度医療症例の集約化を進める場合には、総合周産期母子医療センターへの補助金や人的支援の充実についても併せて検討すべきである。 ・また、補助金が実際に周産期医療体制の強化や人員確保に活用されていることを確認できる仕組みについても検討が必要と考える。 5. 周産期医療圏の見直しについて ・出生数減少や医師の働き方改革が進む中、従来の医療圏ごとの完結型体制の維持は今後困難になる可能性がある。 ・医療圏単位だけでなく、総合周産期母子医療センターを中心とした広域連携体制のあり方についても検討すべきである。 ・実際の搬送実績や患者流動を踏まえた周産期医療圏の再整理について議論する必要がある。	御意見については、ワーキンググループにおける議論の参考とさせていただきます。
6	北東委員	産科と新生児科（と救急）が同じ施設である方が、より協議をやりやすいと思います。	ワーキンググループにおける議論内容に応じたオブザーバー参加を実施することについて検討いたします。

「産科医療及び分娩に関する調査」の設問追加について			
1	高江委員	<p>質問12に記載されている産科危機的出血の注釈において、子宮全摘/IVRのほか、「全身麻酔下による開腹手術もしくは経腔的処置・手術」「救急救命センターによる処置」などを記載すると良いと考えます。</p>	<p>記載を「この場合、大量輸血、経カテーテル動脈塞栓術、子宮摘出術、全身麻酔下での開腹手術または経腔的止血処置・手術など、母体救命のための高度な治療介入を要した症例を指します」に修正します。</p>
2	大友委員	<p>下記を依頼文or要領に明記していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療協議会由来であること</li> <li>・回答にあたっては施設名を伏せた形でデータを提供すること</li> </ul>	<p>調査要綱内に御意見頂いた内容を明記します。</p>